



浦添市公告第 196 号

第4次浦添市男女共同参画行動計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領を次のとおり定めました。

つきましては、本プロポーザルへの参加者を募集します。

令和7年7月4日

浦添市長 松本 哲治



第4次浦添市男女共同参画行動計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 件名

第4次浦添市男女共同参画行動計画策定業務委託

2 業務内容

別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 提案上限額

7,150,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

令和7年度 4,180,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

令和8年度 2,970,000 円（消費税及び地方消費税含む。）

※ 当金額はプロポーザルのために設定した上限額であり、契約金額ではない。

※ 予定価格については、この範囲内で別途算定する。

5 参加資格

次に掲げる資格要件を全て満たす事業者とする。なお、参加申込書の提出時点に要件を満たしていた事業者が、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失う。

- (1) 沖縄県内に本社（本店）又は支社（支店）を有する事業者であること。
- (2) 国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする事業者ではないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている事業者ではないこと。

- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する事業者ではないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。
- (7) 過去 5 年以内（令和 2 年度以降）に、自治体における男女共同参画行動計画策定業務を受託し、誠実に履行した実績を有すること。

6 スケジュール

項 目	時 期
公募開始	令和 7 年 7 月 4 日（金）
質問受付	令和 7 年 7 月 4 日（金）～ 7 月 14 日（月）
質問に対する回答	令和 7 年 7 月 15 日（火）
企画提案書等の提出期限	令和 7 年 7 月 18 日（金）
参加資格確認結果通知	令和 7 年 7 月 25 日（金）
審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 8 月 5 日（火）
審査結果通知	令和 7 年 8 月 6 日（水）
契約予定	令和 7 年 8 月中旬

7 質問等の受付及び回答

- (1) 提出書類：質問書（様式 4）
- (2) 提出期限：令和 7 年 7 月 14 日（月） 17 時 ※必着
- (3) 提出方法：電子メールによる
※電話または口頭による質問は受け付けない。
- (4) 提出先：siminkyodo@city.urasoe.lg.jp
- (5) 回答方法：令和 7 年 7 月 15 日（火）までに、質問及び回答を市のホームページにて公表する。
※質問に対する回答は、本要領、仕様書等の追加または修正とみなす。

8 提案書等の提出

(1) 提出物

	提出書類	様式	提出部数	備考
①	参加申込書兼誓約書	様式 1	正本 1 部	代表者印を押印すること。
②	会社概要・実績書	様式 2	正本 1 部	
③	管理責任者及び担当者の実績	様式 3	正本 1 部	
④	登記事項証明書 （履歴事項全部証明）		正本 1 部	事業所の所在市町村が発行。 3 ヶ月以内の発行に限る。 写し可。
⑤	市町村税の滞納がない ことの証明書		正本 1 部	事業所の所在市町村が発行。 3 ヶ月以内の発行に限る。 写し可。
⑥	都道府県税完納証明書		正本 1 部	事業所の所在都道府県が発行。 3 ヶ月以内の発行に限る。 写し可。

⑦	国税納税証明書		正本 1 部	法人税・消費税等。 3 ヶ月以内の発行に限る。 写し可。
⑧	企画提案書	任意	正本 1 部 副本 6 部	A 4 サイズ (縦・横いずれも可) 両面印刷、カラー 10 枚以内 (表紙、裏表紙、目次は除く)
⑨	工程表	任意	正本 1 部 副本 6 部	A 4 サイズ (縦・横いずれも可)
⑩	業務実施体制	任意	正本 1 部 副本 6 部	A 4 サイズ (縦・横いずれも可)
⑪	見積書	任意	正本 1 部	A 4 サイズ (縦・横いずれも可) 人件費及び事業費の内訳も記載すること。 一般管理費の計算は (人件費+事業費) × 一般管理費率 とし、一般管理費率は 10% 以内とする。
⑫	質問書	様式 4		<u>質問がある場合のみ提出</u>

(2) 提出方法

持参または郵送（簡易書留に限る）、宅配便による提出も可。

(3) 提出先（宛先）

〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶 2 丁目 3 番 5 号
（浦添市市民協働・男女共同参画ハーモニーセンター）
市民協働・男女共同参画課 担当：伊波・城間
電話：874-5711（直通）

(4) 提出期限

令和 7 年 7 月 18 日（金）17 時 ※必着

(5) 参加資格の確認

（1）の提出物を基に本公募に係る参加資格の確認を行い、申し込みを行った全事業者へ結果を通知する。

9 審査方法等

申込事業者によるプレゼンテーションの内容等を選定委員会で審査し、優先交渉権者を選定する。

(1) プレゼンテーションの実施日及び場所

実施日：令和 7 年 8 月 5 日（火）
場 所：浦添市役所 行政棟会議室

※日時及び場所の詳細については、令和7年7月25日（金）までに申込事業者
に電子メール及び書面で通知する。

（2）プレゼンテーションの方法等

- ア 企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書提出後の内容変更や、企画提案書と異なる内容、当日の追加資料の配布を用いるなど、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。
- イ 時間については、1事業者につき30分程度（プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度）とする。
- ウ 説明者は3名以内とする。
- エ パワーポイント等によるプレゼンテーションを希望する場合は、企画提案書等の提出時に市民協働・男女共同参画課の担当と相談すること。
 ※モニターのみ本市で準備する。プロジェクターとパソコンは、申込事業者が準備するものとする。
 ※パワーポイント等によるプレゼンテーションの場合においても、事前に提出された企画提案書による説明とし、追加資料は認めない。
- オ プレゼンテーションを行う順番は、参加申し込みの受付順とする。

（3）審査基準

評価項目	評価の視点	判断基準
遂行能力	実施体制	・業務を円滑に遂行する人員体制となっているか。
工程表	工程表	・現実的、効果的な工程となっているか。 ・作業内容が明確に示されているか。
提案内容	意識調査	・意識調査の実施方法は適切か。 ・基礎データの収集・整理・分析方法は適切か。
	制度に関する知識	・国等の動向、上位・関連計画等との整合性の整理がされているか。
	提案内容の課題整理	・市の現状や特性を踏まえた提案となっているか。
	関係機関等への対応	・男女共同参画審議会、推進本部会議、庁内検討部会への対応及び体制は整っているか。
	本行動計画書の編集	・矛盾や飛躍がなく、市民等が理解しやすいものにすることを意識しているか。
	提案内容の具体性・実効性	・提案された内容に具体性があり、実効性があるか。
	計画策定に対する理解・姿勢	・本業務の目的を理解し、熱意・意欲があり、本市の男女共同参画の推進につながる効果が期待できるものになっているか。
総合評価	プレゼンテーション能力	・提案内容を明確に説明し、質問に的確に答えているか。

(4) 選定

- ア 審査基準に基づき、選定委員会委員により審査を行う。
- イ 各委員による評価点の合計点数を合算し、最高得点を得た事業者を優先交渉権者として選定する。

(5) 審査結果

審査の結果については、令和7年8月6日（水）に電子メール及び書面で通知する。（電話等による問い合わせには応じません。）

なお、原則として第1位の事業者が優先交渉権者となるが、その後諸事情により第1位の事業者が優先交渉権者から外れた場合は、次順位の者と契約に向けた協議を行う。

※審査結果（評価内容）に関することについては、いかなる問い合わせにも応じない。

10 失格事項

次のいずれかに該当した事業者は失格とする。

- (1) 企画提案書提出期限またはプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 応募者が複数の提案をした場合。
- (3) 作成様式（書式）及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない者。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者。
- (5) 見積内容が曖昧な者。
- (6) 選定委員会の委員または当該プロポーザル関係者に対して、選定に関わる不正な接触の事実が認められた者。
- (7) 本要領5に定める参加資格を満たしていないまたは満たすことができなくなった場合。

11 留意事項

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の資料は返却不可とする。
- (3) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (4) 委託先の選定にあたっては、提出された企画提案書等の内容を総合的に評価して決定する。このため、業務を実施するにあたっては浦添市と協議して進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではない。また、今回の募集は優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を保証するものではない。
- (5) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和7年8月1日（金）までに書面にて浦添市に届け出ること（様式は任意）。

12 問い合わせ先

浦添市役所 市民部 市民協働・男女共同参画課

人権・男女共同参画係 担当：伊波、城間

〒901-2114 浦添市安波茶2丁目3番5号

TEL 098-874-5711（直通）／FAX 098-874-5890

メールアドレス：siminkyodo@city.urasoe.lg.jp

市ホームページ：http://www.city.urasoe.lg.jp